

熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則（平成24年熊本県規則第27号）新旧対照表

旧	新
<p>(本人であることを示す書類)</p> <p>第5条 条例第16条の利用請求をする者は、知事に対し、次の各号のいずれかに掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>(1) 運転免許証、日本国旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、<u>宅地建物取引主任者証</u>、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳又はその他国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真の貼り付けられた身分証明書若しくは資格証明書のうち、いずれか一</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(本人であることを示す書類)</p> <p>第5条 条例第16条の利用請求をする者は、知事に対し、次の各号のいずれかに掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>(1) 運転免許証、日本国旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、<u>宅地建物取引士証</u>、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳又はその他国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真の貼り付けられた身分証明書若しくは資格証明書のうち、いずれか一</p> <p>(2) (略)</p>